

釧路市 特別定額給付金のお知らせ

給付金の申請は8月17日(月)までです！忘れずに申請しましょう。

申請はお早めに

- 特別定額給付金の申請は、**20(令和2)年8月17日(月)まで**となります。郵送申請の場合は当日消印有効、オンライン申請の場合は当日送信分まで有効です。施設に入所されている方や入院されている方など、身近な方でまだ申請されていない方がいらっしゃいましたら、声掛けをしていただきますようお願いいたします。
- 申請書をなくされた方、または申請書が届いていない方は、再発行が可能です。地域福祉課(特別定額給付金 ☎61-5033)までお問い合わせください。
- 住民票上の住所地と異なる場所に住んでいて、申請書を受け取れない方は「特別定額給付金申請書送付依頼届」を提出いただくことで、実際の居所に送付することができます。詳しくは市ホームページをご覧ください。

問合せ先 ご不明な点は、下記へご連絡ください。

釧路市「特別定額給付金」コールセンター

0120-500-457

20(令和2)年7月31日(金)まで

午前8時50分～午後5時20分(土・日曜日、祝日は除く)

8月1日以降のお問い合わせは

市役所地域福祉課(特別定額給付金 ☎61-5033)まで

特別定額給付金でのお買い物は市内で

- 特別定額給付金は「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、感染拡大に留意しつつ、迅速かつ確に家計への支援を行うものです。
- 釧路市民に給付される特別定額給付金は、全体で約167億円にもなります。この給付金が市内で使われることによって、地域経済の活性化につながる事が期待されています。
- 特別定額給付金でのお買い物はぜひとも釧路市内でお願いします。



絶対に教えない! 渡さない!
暗証番号/口座番号/通帳/キャッシュカード/マイナンバー

詐欺被害に関するお問合せ

消費者ホットライン (局番なし3桁) **188**

警察相談専用電話 **#9110**

市役所地域福祉課 **61-5033**

●詳しくは市ホームページをご覧ください!

釧路市 特別定額給付金

検索

▶右のQRコードからも市ホームページをご覧ください。



国民年金のお知らせ

問合せ先

【免除等】市役所医療年金課年金担当(☎31-4532)

【年金の予約相談】日本年金機構予約受付専用電話(☎0570-05-4890)

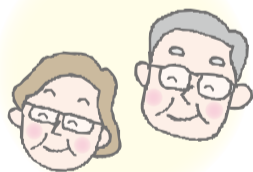
【年金相談に関する一般的なお問い合わせ】日本年金機構ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-05-1165)

【口座振替等】日本年金機構釧路年金事務所国民年金課(☎61-6000、61-6001、61-6002)

20(令和2)年度の国民年金保険料免除・納付猶予申請の受付開始について

7月1日(水)から、20(令和2)年度国民年金保険料免除・納付猶予申請の受け付けを開始します。20(令和2)年度の国民年金保険料の免除・納付猶予の区分は下表のとおりです。

区分	保険料月額
納付(免除なし)	1万6,540円
1/4免除	1万2,410円
半額免除	8,270円
3/4免除	4,140円
全額免除・納付猶予	0円



ご不明な点や手続きの詳細については、お問い合わせください。



【必要なもの】

本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)および年金手帳など基礎年金番号のわかるもの、印鑑、退職(失業)を理由とする場合は離職書類(「雇用保険被保険者離職票」や「雇用保険受給資格者証」、共済加入の方は「組合員資格喪失証明書」など)

【手続き先】

住民票のある市区町村役場または年金事務所

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料等に係る臨時特例手続きについて

失業や事業の休廃止に至らない場合でも、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次に該当する場合、申請により免除・納付猶予となります。

●対象者

次の(1)および(2)のいずれも満たす方

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少

20(令和2)年2月以降に、感染症の影響により業務(業務委託契約等を含む)が失われるなど収入が減少

(2) 収入の減少により相当程度まで所得低下が見込まれること

20(令和2)年2月以降の所得状況からみて、当年中に見込まれる所得が、通常の免除等の基準適用相当

※連帯納付義務者(配偶者・世帯主)の所得も免除等の審査に影響します。

●臨時特例期間

受付可能な免除期間 20(令和2)年2月から6月分まで

※上記期間中、すでに納付済みの期間は対象外です。

※20(令和2)年7月分以降の臨時特例については、現在検討中です。

※学生納付特例申請にも同様の臨時特例があります。詳しくは、市役所または釧路年金事務所にお問い合わせください。

【制度内容】

所得が少ない、失業等の経済的理由で国民年金保険料を納めるのが困難な場合、申請により承認されると保険料が免除・納付猶予となる制度です。

本人・配偶者・世帯主の、申請年度の前年所得が一定額以下の場合、保険料が全額免除または部分免除、納付猶予となります。

※免除・納付猶予の承認を受けた場合の将来受け取る年金額は、保険料を全額納付したときと比べ、少なくなります。

※学生の方は学生納付特例申請となります。免除・納付猶予申請とは異なりますので、詳しくは市役所または釧路年金事務所にお問い合わせください。

【申請対象期間】

免除や納付猶予申請での「年度」とは、7月から翌年6月までです。

20(令和2)年度分は20(令和2)年7月分から21(令和3)年6月分までが申請対象期間となっています。

過去期間は、申請受理日から2年1カ月前まで申請することができます。

※過去期間について、すでに保険料が納付済みの期間は免除対象外です。